

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主の権利を守り株主以外のステークホルダーと円滑な関係を構築することを最優先課題と考えており、その実現のために、公正で透明性の高い企業経営を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

平成28年3月末時点の当社の株主における機関投資家、外国人株主の比率は相対的に低いと考えております。今後、持株比率が20%を超えた時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を検討したいと考えております。

【原則1-7】

当社は、会社と主要株主との重要な取引、会社と取締役、執行役員との競業取引、自己取引及び利益相反取引を取締役会にて、その内容及び性質に応じた手続きを実施しております。決議に際しては、該当する役員を当該決議の定足数から除外した上で決議するよう取締役会規則に定めております。監査等委員会は定期的な監査対象事項として監査することを予定しております。また、その内容については、有価証券報告書に開示します。なお、関連当事者に関する調査は、年1回、関連当事者取引の確認をしております。

【原則3-1】

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び経営幹部の報酬については、社内規定等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

(5) 取締役会が(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補については、既に株主総会招集通知にて開示しております。社外取締役以外の取締役候補者につきましては、個々の選任理由を今後、開示するように検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

平成28年3月末時点の当社の株主における海外投資家、外国人株主の比率は相対的に低いと考えております。今後、今後株主構成の変化や株主の皆様の実便性等を総合勘案して英訳を検討したいと考えております。

【補充原則4-1-1】

監査等委員会設置会社への移行と同時に、迅速な経営の意思決定のため定款を変更しております。当社は「取締役会規則」を定め、取締役会で審議する内容を定めております。また、「取締役会規程」にて執行の範囲を明確にしております。今後、取締役への委任を図り、取締役会ではこれらの実施状況をモニタリングしていくように図ってまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、現在のところ経営計画書に中期経営計画を策定しておりますが、公表するに至っておりません。今後においては経営計画書の精度を高め公表することを検討しております。現段階においては、年次計画の達成を目標として活動するとともに、計画が未達であったときは、その原因や当社が行った対応の内容を株主総会や決算記者会見等で説明することとしております。

【補充原則4-8-2】

当社は、社外取締役の有効な活用を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、効率的な業務執行と取締役会の監督強化を図り、経営の透明性と企業価値の更なる向上を図ろうと試みております。現在の取締役構成は、業務執行取締役4名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)の合計7名となっております。現時点では、3分の1以上の社外取締役を有するに至っておりませんが、現時点で当社の規模、業態、機関設計等を総合的に勘案してもその内容は十分に有効と考えております。なお、社外取締役2名のうち1名を独立役員として東京証券取引所に届けておりますが、全ての社外取締役が独立役員の要件を有しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性についての分析・評価及び結果の開示は、評価方法も含めて今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役、監査等委員である取締役に対するトレーニングは、各々が必要と思うトレーニングについての費用支援は行っておりますが、その方針を開示するまでに至っておりませんので、その内容の検討を行います。

【補充原則5-1-3】

当社は、株主と建設的な対話を促進するための体制整備や取組みに関する方針の策定をしておりません。現状としましては、半期に一度、主要な株主並びに取引先へは決算説明に伺い、提言された内容を担当役員より取締役会へ報告するに留まっております。後は、主要な株主以外の提言も取り込めるような体制整備を検討していきたいと考えております。

【原則5-2】

今後、ホームページに経営計画の掲載を検討しており、その中で、資本政策の基本的方針、業績目標および目標達成のための取り組み等を説明してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-3】

資本政策につきましては、現在株主の皆様からお預かりしております自己資本を効率的に運用し、利益の最大化に努めることが経営の責務と考えております。

今後自己株取得や増資等の資本政策が必要となった場合は、事業計画との整合、株主の皆様への影響を十分に検討したうえで実行してまいります。

株主還元方針につきましては、創業以来重要な経営課題と認識し、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な安定配当を実施しております。

【原則1-4】

1.政策保有に関する方針

当社の継続的事業の拡大・発展、または円滑な取引関係を保つことを目的に取引先の株式を保有しております。今後も事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有をしていく方針です。

2.議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、将来性を見据え企業価値の向上や株主還元姿勢、コーポレートガバナンス等、議案ごとに総合的に勘案し

て、議決権の行使を判断します。

【原則1－5】

当社は現在、買収防衛策を導入しておらず、また導入する予定もありません。
今後、買収防衛策を導入する必要に迫られた場合には、その必要性・合理性を慎重に検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行い、株主の判断を仰ぐ予定です。

【補充原則1－5－1】

当社の株式が公開買付に付された場合には、株主の判断に資するよう適時開示や意見表明報告書等において取締役会の考え方を明確に説明するように努めます。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応ずることを不当に妨げる措置は講じません。

【原則1－6】

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす増資又はMBO等の資本政策を行うことは考えておりませんが、資本政策を行う必要が生じた際には、既存株主を不当に害することのないよう配慮して、その検討結果の内容と実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、会社法及び東京証券取引所規則等を遵守し、株主に対する十分な説明に努めます。

【原則3－1】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
当社は、ホームページにて企業理念、行動指針を公開しております。また、当社は創業以来、株主への安定配当を維持することが利益還元の基本方針と考えております。同時に企業体質強化のための内部留保を勘案する政策が実施できるように経営計画を作成しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、コーポレートガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主の権利を守り、株主以外のステークホルダーと円滑な関係を構築することを最優先課題と考えており、その実現のために公正で透明性の高い企業経営を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。
(4)経営幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
方針としましては、経営陣幹部選任、取締役候補指名につきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、監査等委員候補指名におきましては、財務・会計に関する知見を原則としつつ、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討した人材1名を常勤監査等委員とし、社外取締役となる監査等委員は法律、会計、経営等の多様性を考慮し総合的に検討しております。
手続としましては、方針に基づき社長が内容を検討し、取締役会で決議しています。社外取締役における選任・指名案策定に関しても同様の手続を行っております。

【原則4－9】

東京証券取引所の定める「社外性」「独立性」に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役選任に当たっては、事業内容である印刷事業、情報処理事業の両事業に対して相当程度の知見と経験を有する者を選任することとしています。加えて、社外取締役には、取締役会の監督機能の充実及び議論活性化のため、それぞれ異なる知識及び経験を有する者で構成し、高い見識を持つ専門家や他社の経営経験者を含めることが望ましいと考えております。人員については、現状の売上高・事業内容を鑑みて判断してまいります。

【補充原則4－11－2】

当社は、関連会社を有していないことから取締役・監査役が他社の役員を兼職するなどはありません。また、兼職、兼任の申請があった場合には、取締役会で当社の経営執行への影響の度合いを検討し、支障があると推測される場合には認めないことを方針としております。なお、社外取締役ににつきましては、選任に先立ち兼職状況の確認を行っております。社外取締役の兼職状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にその内容を記載することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田株式会社	665,000	12.88
カワセコンピュータサプライ株式会社	429,110	8.31
山田 芳弘	400,000	7.75
川瀬 清	279,050	5.40
日本生命保険相互会社	263,000	5.09
川瀬 三郎	181,650	3.52
星光ビル管理株式会社	164,000	3.17
大星ビル管理株式会社	164,000	3.17
山田 眞沙子	160,000	3.10
山田 幸司	154,000	2.98

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 文隆	他の会社の出身者											
村野 譲二	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 文隆	○	○	独立役員に指定	既に当社の社外監査役として、公平かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しております。 なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はありません。また、同氏と一般株主との間に利益相反に該当する事項もありません。
村野 譲二	○		――	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 なお、当社と同氏の間には特別な利害関係はありません。また、同氏と一般株主との間に利益相反に該当する事項もありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。
任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

決算監査終了時に会計監査人との間で報告会を開催し、現状の報告や問題点についての意見交換を行っております。また、期中往査時においても会計監査人と監査等委員との間で意見交換し内部統制の充実に努めております。
内部監査室は、年間スケジュールにしたがって各拠点の監査を実施しており、その結果は監査等委員に報告されております。また必要に応じて監査等委員より特命事項があれば定例の監査以外にも必要に応じた監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外監査役は取締役会に出席し、必要に応じ意思決定や経営判断についての意見陳述、助言・提言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

直接的なインセンティブは付与しておりませんが、取締役の報酬について、それぞれの実績に基づきその金額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業年度に支払った報酬として全取締役の報酬総額を開示しております。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれない旨記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外監査役に対して取締役会の案件情報伝達は、総務部が適切に行っており、事情により取締役会及び監査等委員会に出席できなかった時は、常勤監査等委員が取締役会終了後その内容を伝え、必要資料提出の要求があった場合は、速やかに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 業務執行、監査の状況
当社は取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。重要事項の決定にあたっては、最前線の現状を把握するため必要に応じて従業員に陳述させております。また、これとは別に取締役、常勤監査等委員、拠点長等で構成される幹部会を月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗並びに執行促進を図っております。
2. 監査の状況
監査等委員監査については、常勤監査等委員が取締役会に出席するほか、各種会議にも積極的に参加し取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。
内部監査については、社長直轄の内部監査室を設置し、各拠点の業務監査を始め法令・法律、会社規程の遵守状況を監査し、経営者に報告するとともに、業務改善を図るべく助言、指導を行っております。
3. 会計監査の状況
会計監査は有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査の実施とともに、制度変更にも速やかに対応できるよう助言指導を受けております。

(1)業務を執行した公認会計士名
指定有限責任社員 業務執行社員 南方 得男
指定有限責任社員 業務執行社員 高崎 充弘

(2)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名

その他 8名

(3)監査報酬

監査法人に対する監査報酬は34,950千円であります。

(4)その他

同監査法人は自主的に業務執行社員について一定期間を超えて関与することのないような体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営に関する重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督に関しては、当社取締役は4名と少人数であり、取締役会も月1回開催しており十分に機能していると考えます。また、取締役、常勤監査等委員、主要拠点長により構成される幹部会を毎月開催し、定期的な業務状況の確認・分析及び具体的対策の検討を行っております。監査等委員3名のうち2名は当社と利害関係のない社外取締役であり、社外取締役は取締役会に出席し取締役の業務執行の監督や専門的な立場から意見陳述しており、経営の監視は十分であると考えております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIR情報として平成15年からの決算資料、及び直近10年間の業績推移を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	創業来の社訓をベースにした「経営理念」の中でステークホルダーの立場の尊重を掲げております。
その他	印刷会社として森林環境の配慮を念頭に、FSC認証取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。
 - (2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。
 - (3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令ならびに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。
 - (4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。
- 取締役の職務遂行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令および社内規定(文書管理規程)に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準ならびに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」ならびに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生の未然防止および最小化を図るとともに、再発防止に努める。情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は収益管理部が行うこととする。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全本部長を参画させ有機的な情報交流ならびに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項および重要事項に関わる進捗確認ならびに執行促進を図る。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成14年6月の株主総会において取締役任期を1年に変更しています。
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く)からの独立性に関する事項
ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査(モニタリングを含む)を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
- 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役および使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。
- 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員である取締役の職務の執行に限る)について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに処理をする。
- その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求や取引には一切応じることなく、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

当社は、対応部署を総務部と定め、加入している「大阪府署管内企業防衛対策協議会」や顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、不当要求等があった場合迅速な対応ができる体制を整備する。

Vその他

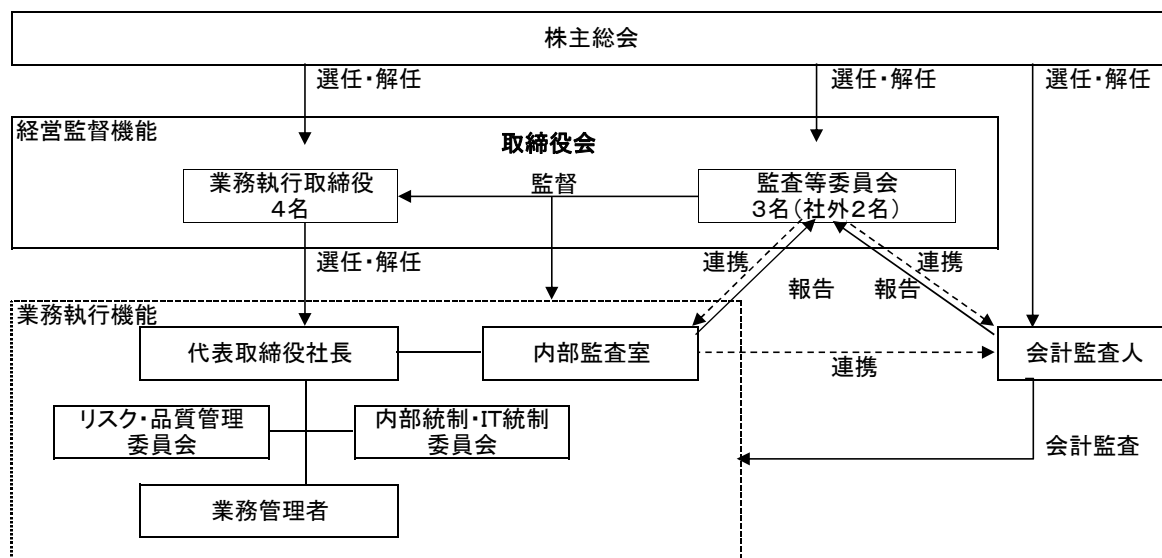
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレートガバナンス体制模式図】



【適時開示の社内体制模式図】

